

遺跡地図の遺跡範囲内（周知の遺跡）で土木工事等を予定されている方へ

文化財保護法（以下「法」）および東京都文化財保護条例（以下「条例」）により埋蔵文化財（遺跡）の保護措置が義務付けられています。

- 発掘届の提出義務（法第 93 条第 1 項・184 条第 1 項）
住宅建設等の工事により土地を掘る工事を実施する場合は、その工事を実施する日の **60 日前**までに東京都教育委員会教育長あてに発掘届（様式あり）を提出する必要があります。
 - ・ 区の窓口へ届出書を提出してください。この際、**書類の不備がある場合は受理できません**ので、不明な点は提出前にお問合せください。
 - ・ 届出書受理後、区では①~④のいずれかの意見を付して、都に書類を送付します。
 - ・ 都は区の意見を参考に、届出者に対し遺跡の保護措置について文書で通知します。

※届出用紙は練馬区ホームページからダウンロードできます。

- ①**工事中の立会調査** 工事内容や過去の調査から、遺跡に影響を与える可能性が低いと判断した場合
- ②**事前の発掘調査** 遺跡の存在が確実で、工事により遺跡が消滅する場合
- ③**事前の試掘調査** 遺跡に影響を与える可能性が高い場合
- ④**慎重工事** 既に調査済の場合

- 発掘届提出前の事前協議
区では、過去の調査や立会い等の結果に基づき、どの程度の掘削までなら遺跡に影響が生じないかなどの情報を有している場所もあります。土地取引や工事の円滑な実施と遺跡の保護のために計画段階等での事前協議をすることができます。埋蔵担当の職員までお尋ねください。

○ **工事着手時の立会調査の場合**

掘削工事の際に職員が土層などの確認に行き、写真等の記録をとらせていただきます。職員の配置日程の都合上、工事開始日を7日前までには電話でお知らせ下さい。

<工事開始日の電話連絡 03-5984-2442(直通) 区役所内・伝統文化係>

(必要な内容)

工事着手予定日と掘削の概要／区の窓口での受付番号／立会い結果の連絡先・担当者など

○ **事前の試掘調査の場合**

原則として工事で遺跡が消滅すると予想される範囲を対象として、遺跡の有無を確認するために区が実施します。50㎡程度の対象地であれば概ね1日で試掘が完了します。もし遺跡が発見された場合は、事前本発掘調査の実施について協議しますので、ご協力をお願いします。

試掘調査の内容や日程については、届出者と協議しますが、届出書の提出から試掘までに手配等の都合で20日程度かかる場合があります。また年度末には実施できない場合もありますので、届出前の事前協議をお薦めします。

○ **事前の発掘調査の場合（本調査）**

工事により遺跡が消滅する場合は工事着手前に記録発掘を行います。消滅する遺跡の記録を残すためにご協力をお願いします。

原則として事業者が自己の居住のために建設する専用住宅については区の負担により区が調査を実施しますが、建売住宅、集合住宅、店舗等、営利事業によるものは事業者が調査経費負担をお願いします。

○ **遺跡の隣接地の場合**

遺跡範囲より50メートル以内は隣接地となり、届出は不要です。工事中に埋蔵文化財が発見された場合は必ずご連絡下さい。

練馬区 地域文化部

文化・生涯学習課 伝統文化係

電話: (5984)2442 Fax: (5984)1228